

事業譲渡の公告

当組合は、令和五年十月二十七日に開催した総会において、東日本信用漁業協同組合連合会（主たる事務所 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号）に対し、信用事業の全部を譲り渡すことを決議いたしました。

この事業譲渡に対し異議のある債権者は、令和五年十二月六日までにその旨をお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いております。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第五十四条の二第六項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和五年十一月一日

宮城県石巻市開成一番二七

宮城県漁業協同組合

代表理事 寺沢 春彦